

1 2 月 定 例 教 育 委 員 会

新 旧 対 照 表

(令 和 元 年 1 2 月 2 4 日)

議 案

- 第 2 号 丹波篠山市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
(中央図書館)・・・1 頁
- 第 3 号 丹波篠山市多子世帯保育料軽減事業助成要綱の一部を改正する要綱の制定について
て (こども未来課)・・・2 頁

丹波篠山市図書館条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
<p>(略)</p> <p>(市民センター図書コーナー)</p> <p>第17条 丹波篠山市立丹波篠山市民センター図書コーナー（以下「市民センター図書コーナー」という。）の管理については、図書館の館長が行う。</p> <p>2 市民センター図書コーナーの運営については、第1条、第4条から第15条まで、第19条、第20条、第22条から第25条まで、第30条及び第31条の規定を適用する。</p> <p>3 市民センター図書コーナーの開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、日曜日の開館時間は、午前10時から午後5時までとする。</p> <p>4 市民センター図書コーナーの休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 月曜日。ただし、当休館日が前号に規定する休日に重なるときは、当休館日及びその翌日以降の最初の当該休日でない日</p> <p>(3) 第3条第1項第2号から同項第4号に規定する期間及び日</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(市民センター図書コーナー)</p> <p>第17条 丹波篠山市立丹波篠山市民センター図書コーナー（以下「市民センター図書コーナー」という。）の管理については、図書館の館長が行う。</p> <p>2 市民センター図書コーナーの運営については、第1条、第4条から第15条まで、第19条、第20条、第22条から第25条まで、第30条及び第31条の規定を適用する。</p> <p>3 市民センター図書コーナーの開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、日曜日の開館時間は、午前10時から午後5時までとする。</p> <p>4 市民センター図書コーナーの休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 月曜日。ただし、当休館日が前号に規定する休日に重なるときは、当休館日及びその翌日以降の最初の当該休日でない日</p> <p>(3) 第3条第1項第2号から同項第4号に規定する期間及び日</p> <p><u>5 館長が特に必要と認めるときは、開館時間及び休館日を変更することができる。</u></p> <p>(略)</p>

丹波篠山市多子世帯保育料軽減事業助成要綱新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;"><u>丹波篠山市多子世帯保育料軽減事業助成要綱</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、ひょうご保育料軽減事業実施要綱に基づき、<u>第2子以降が利用する場合の保育料の一部を助成することにより、子育てにかかる経済的負担感の軽減を図り、子どもを生きやすい環境づくりを推進することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「対象子ども」とは、次の各項目をすべて満たす者とする。</p> <p>ア 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第19条に掲げる特定教育・保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育（以下「教育・保育」という。）を利用している法第20条第4項に規定する支給認定子どもであること。</u></p> <p>イ 保護者と生計を一にする子ども（保護者に監護される者、保護者に監護されていた者及び保護者又はその配偶者の直系卑属（保護者に監護される者、保護者に監護されていた者を除く。））<u>のうち、年長の子どもから順に第2子以降に該当す</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>丹波篠山市保育料軽減事業助成要綱</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、ひょうご保育料軽減事業実施要綱に基づき、保育料の一部を助成することにより、子育てにかかる経済的負担感の軽減を図り、子どもを生きやすい環境づくりを推進することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「対象子ども」とは、次の各項目をすべて満たす者とする。</p> <p>ア 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第19条第1項に掲げる特定教育・保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育（以下「教育・保育」という。）を利用している子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「施行令」という。）第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもであること。</u></p> <p>イ 保護者と生計を一にする子ども（保護者に監護される者、保護者に監護されていた者及び保護者又はその配偶者の直系卑属（保護者に監護される者、保護者に監護されていた者を除く。））<u>であること。ただし、施行令の規定に基づき複数の</u></p>

ること。ただし子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「施行令」という。）の規定に基づき複数の子がいることによる優遇措置を受けている子どもは除く。

ウ 当該子どもの支給認定に係る支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての教育・保育のあった月の属する年度（教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市民税の同法第292号第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を合算した額が155,500円未満であること。ただし、この所得割を計算するに当たっては、施行令第4条第1項第2号並びに子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第20条及び第22条の2の規定に基づくものとする。

(2)・(3) (略)

(助成額)

第5条 助成額は、市長が徴収する月額保育料から5,000円を控除した額とし、別表第1に定める年齢区分に応じた額を上限とする。

別表第1（第5条関係）

区分	対象子どもの年齢	助成額
第2子	3歳未満児	月6,000円を上限とする。

子どもがいること、又は要保護者等に該当することによる優遇措置を受けている子どもは除く。

ウ 当該子どもの支給認定に係る支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての教育・保育のあった月の属する年度（教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市民税の同法第292号第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を合算した額が第2子以降においては155,500円未満、第1子においては57,700円未満であること。ただし、この所得割を計算するに当たっては、施行令第4条第1項第2号並びに子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第21条及び第21条の2の規定に基づくものとする。

(2)・(3) (略)

(助成額)

第5条 助成額は、市長が徴収する月額保育料から5,000円を控除した額とし、別表第1に定める額を上限とする。

別表第1（第5条関係）

区分	助成額
第1子	月10,000円を上限とする。

	3歳以上児	月4, 500円を上限とする。
第3子以降	3歳未満児	月7, 000円を上限とする。
	3歳以上児	月5, 500円を上限とする。

※ 対象子どもの年齢は、保育所入所の日の属する月の初日における年齢を適用するものとし、その子どもが年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなすものとする。

別表第2（第6条関係）

助成額の算出方法

- (1) 対象子どもの保育料（円/月）＝市が定めた該当階層区分の徴収金基準額…A
- (2) 助成額（月額）の算出方法

第2子

3歳未満児の場合 助成額（円/月）… $B1 = A - 5,000$
円 $\leq 6,000$ 円

3歳以上児の場合 助成額（円/月）… $B2 = A - 5,000$
円 $\leq 4,500$ 円

第3子以降

3歳未満児の場合 助成額（円/月）… $B1 = A - 5,000$
円 $\leq 7,000$ 円

3歳以上児の場合 助成額（円/月）… $B2 = A - 5,000$

	ただし、保育料の1/2と助成額10,000円の低い方を限度とする。
第2子以降	月15,000円を上限とする。
	ただし、保育料の1/2と助成額15,000円の低い方を限度とする。

別表第2（第6条関係）

助成額の算出方法

- (1) 対象子どもの保育料（円/月）＝市が定めた該当階層区分の徴収金基準額…A
- (2) 助成額（月額）の算出方法

第1子

助成額（円/月）… $B1 = A - 5,000$ 円 $\leq 10,000$ 円

$B2 = A \times 1/2$

第2子以降

助成額（円/月）… $B1 = A - 5,000$ 円 $\leq 15,000$ 円

$B2 = A \times 1/2$

円 ≤ 5, 500 円

(3) 当該年度の助成額の算出方法

3歳未満児の場合

当該年度の助成額…B1 × 保護者等が当該年度で保育料を納付すべき月数

3歳以上児の場合

当該年度の助成額…B2 × 保護者等が当該年度で保育料を納付すべき月数

(3) 当該年度の助成額の算出方法

当該年度の助成額…B1 又はB2 の低い方 × 保護者等が当該年度で保育料を納付すべき月数